

新潟市まちづくりパートナーシップ事業政策企画部審査委員会設置基準

（設置）

- 第1条 この基準は、新潟市まちづくりパートナーシップ事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、新潟市まちづくりパートナーシップ事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を課題（テーマ）を提出した区又は部ごとに設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項で設置した審査委員会の名称に、課題（テーマ）を提出した区または部の名称を付するものとする。

（所掌事務）

- 第2条 審査委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
- （1）審査委員会の開催に関すること。
 - （2）提出書類及び提案者によるプレゼンテーションによる提案事業の審査に関すること。
 - （3）審査、中間ヒアリング及び実績報告における提案事業の評価・検証に関すること。
 - （4）第2号における審査及び第3号における評価・検証の結果を市長に報告すること。
 - （5）その他提案事業の審査等に必要な事項に関すること。

（委員構成）

- 第3条 審査委員会は、10名以内で構成する。
- 2 審査委員会の委員（以下「委員」という）は、次に掲げる者で構成する。
- （1）地域住民の代表者、有識者、学識経験者、有資格の専門職者またはその他市長が必要と認めた者
 - （2）課題（テーマ）を提示し提案事業を募集した所属の職員及びそれらに関係する所属の職員
- 3 前項の規定により選定された委員に欠員が生じた場合には、速やかに後任者の選定を行うものとする。

（委員長）

- 第4条 審査委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、前条第2項第1号に掲げる者の中から、委員の互選により定める。
 - 3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
 - 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ審査委員会の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 審査委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 審査委員会の議事は過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

4 委員長は、審査のために必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

5 会議は、非公開とし、会議結果の概要を公表するものとする。

(委員の除斥)

第6条 委員は、自己の関係する提案者又は利害関係のあるものの提案及び事業に関する議事に参加することができないものとする。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、課題（テーマ）を提示した所属が行う。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知りえた個人の情報について、他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この基準に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この基準は、令和7年8月20日から施行する。

2 この委員会の毎年度最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。